

地域生活支援拠点運営業務に係る受託候補者の選定について（令和4年度）

1 地域生活支援拠点運営業務の目的

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすること等により、地域における生活の安心感を担保するとともに、施設や親元から一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備し、障害者の地域での生活を支援する。

2 業務実施概要

(1) 実施箇所数

1か所

（未整備区（東区、南区、安佐南区のいずれか。））

(2) 実施方法

基幹相談支援センター委託法人への委託による。

(3) 業務の概要

常勤専従の「地域体制整備コーディネーター」1名を配置し、相談支援事業等に従事する職員と一体となって、次の業務を行う。

ア 事前登録者を対象とした夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保

イ 事前登録者を対象とした緊急時の受入れ・対応体制の確保

ウ 地域住民等による障害者支援体制の整備

エ 障害者自立支援協議会地域部会における検討等

3 業務委託先の選定

(1) 基本仕様書

（別紙1）仕様書のとおり。

(2) 応募資格

未整備区における広島市障害者基幹相談支援センター業務等受託法人（3法人）とする。

【理由】

広島市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）が、従前から構築してきた障害福祉サービス事業所や専門職のネットワークを基軸として、地域における障害者の支援体制を構築することが地域生活支援拠点の効率的かつ効果的な整備に資すると考えられることから、基幹センター業務を受託する法人に業務を委託する。

(3) 受託候補者特定基準

地域生活支援拠点運営業務受託候補者特定基準※（別紙2）のとおり。

※ 令和4年度第1回広島市障害者自立支援協議会において、同協議会委員により、応募事業者から提出された企画提案内容の評価を行い、その結果を踏まえて地域生活支援拠点運営業務プロポーザル審査委員会が受託候補者を特定する。